①都道府県	②市町村名	Ⅰ　準要保護の認定について 準要保護の認定にあたり，平成３０年１０月時点において，生活保護基準を参照して判定する基準（※）を用いているか。 ※生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの，その他，生活保護基準を参照しているもの。		Ⅱ　平成３０年度（１０月以降）の対応について １，準要保護の認定基準への反映について				２，生活保護基準見直しの影響への対応予定																		Ⅲ　自由記述欄
				（１）平成３０年１０月以降，見直し後の生活保護基準を，今年度の準要保護の認定基準として反映させるか。		（２）参照している生活保護基準の時点		（１）　平成３０年１０月以降，生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合，何らかの対応を行う予定か。			（２）（１）で「①対応予定あり」と回答した場合，具体的な内容（複数回答可）					（３）（２）「⑤その他」の内容 ※照認定者（平成３０年９月までに認定している者）及び新規申請者（平成３０年１０月以降に申請があった者）への対応が異なる場合には，その内容を記載。	（４）（１）で「生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応予定なし」と回答した場合，その理由（複数回答可）			（５）（４）「①就学援助以外に，義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため」及び「③その他」の具体的な内容	３，生活保護基準見直しの影響を受ける人数について （１）２，（１）で「①生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応予定なし」と回答した場合，どの程度の影響が生じる可能性があるかを把握しているか。		（２）①把握している場合，平成３０年９月までは援助対象だったが，平成３０年１０月以降は援助対象外となる可能性のある者の人数（人） ※生活保護基準見直しの影響により，平成３０年１０月以降，援助対象外となる者であり，明らかに生活保護基準見直しの影響によるものではない者は除く。	（３）３，（１）で「②把握していない」と回答した場合，把握できない理由	
		①用いている	②用いていない ※「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの」を参照している場合を含む。	①反映させる	②反映させない	年	月	①対応予定あり	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため，対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応予定なし	①見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は，改めて，見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定	②生活保護基準に掛ける係数を，従来より高い係数に引き上げて認定	③生活保護基準を参照して判定する準要保護の基準以外の認定基準を新設したり，運用の見直しを行って認定	④認定基準とは別に，教育委員会や学校で，当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑤その他			①就学援助以外に，義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため	②従来より，近隣他市区町村より高い係数を設定しており，準要保護の認定基準が引き下がったとしても近隣他市区町村より援助対象範囲が広いため	③その他		①把握している	②把握していない			
		→Ⅱへ	→Ⅲへ	→２（１）へ	→１（２）へ	→Ⅲへ		→２（２）へ	→Ⅲへ	→２（４）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→２（３）へ	→Ⅲへ	→２（５）へ	→３（１）へ	→２（５）へ	→３（１）へ	→３（２）へ	→３（３）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	
40	40	18	22	2	16	16	16	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
奈良県	奈良市		○																						
奈良県	大和高田市		○																						
奈良県	大和郡山市	○			○	30	4																		
奈良県	天理市	○			○	30	4																		
奈良県	橿原市	○			○	30	4																		
奈良県	桜井市		○																						
奈良県	五條市		○																						
奈良県	御所市		○																						
奈良県	生駒市	○			○	25	8																		
奈良県	香芝市	○			○	24	12																		
奈良県	葛城市		○																						
奈良県	宇陀市		○																						
奈良県	山添村	○		○					○																
奈良県	平群町	○			○	30	4																		
奈良県	三郷町	○			○	24	12																		平成30年10月以降の対応については、今後変更する可能性がある。
奈良県	斑鳩町	○			○	25	4																		
奈良県	安堵町	○			○	30	4																		
奈良県	川西町	○			○	24	12																		
奈良県	三宅町	○			○	24	12																		組合立の中学校を所管しているので所管する他の町教育委員会事務局との協議を必要とする為、本町単独で決定することが難しい。
奈良県	田原本町	○			○	30	4																		
奈良県	曽爾村	○		○					○																
奈良県	御杖村		○																						
奈良県	高取町		○																						
奈良県	明日香村	○			○	30	4																		
奈良県	上牧町		○																						
奈良県	王寺町	○			○	26	4																		
奈良県	広陵町	○			○	29	4																		
奈良県	河合町		○																						
奈良県	吉野町		○																						
奈良県	大淀町		○																						
奈良県	下市町		○																						
奈良県	黒滝村		○																						
奈良県	天川村		○																						
奈良県	野迫川村		○																						
奈良県	十津川村		○																						
奈良県	下北山村		○																						
奈良県	上北山村		○																						
奈良県	川上村		○																						
奈良県	東吉野村		○																						
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合	○			○	24	12																		組合立の中学校を所管する他の町教育委員会事務局との協議を必要とするため、本町単独で決定することが難しい。